

原議保存期間10年
(平成35年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第86号
平成24年12月4日
警察庁交通局交通規制課長

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。別添1)が本日施行されることに伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成24年内閣府令・国土交通省令第3号。以下「命令」という。別添2)が本年12月3日に公布され、本日施行された。

命令の概要、運用上の留意事項等については、国土交通省と協議を行い、下記のとおりとすることとしたので、対応に遺憾のないようにされたい。

また、法の概要等については、「都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」(平成24年12月4日付け警察庁丁規発第85号)を参照されたい。

なお、国土交通省自動車局旅客課長から各地方運輸局自動車交通部長等に対して「都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う運用上の留意事項について(通達)」(平成24年12月4日付け国自旅第354号。別添3)が発出されているので、参考までに添付する。

記

1 経緯

法は、都市の低炭素化を図るため、低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めているところ、法第25条から第27条まで及び法第28条から第30条までにおいて、軌道利便増進事業又は道路運送利便増進実施事業を実施しようとする者が、軌道利便増進実施計画又は道路運送利便増進実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、当該軌道利便増進事業等については軌道法(大正10年法律第76号)又は道路運送法(昭和26年法律第183号)上の手続の一部を行ったものとみなす特例が設けられて

いる。ここで、法第26条第5項及び第29条第4項において、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を聴取する方法及び公安委員会の意見を聴く必要がない場合について国土交通省令・内閣府令で定めるとされたものである。

2 命令の概要

(1) 第1条関係（都道府県公安委員会への書面の送付）

国土交通大臣（法第61条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、軌道利便増進実施計画又は道路運送利便増進計画の認定の申請があった場合には、遅滞なく、軌道利便増進事業を実施する区域又は道路運送利便増進事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、書面の送付により意見を求めることとされた。

(2) 第2条関係（意見の提出）

公安委員会は、(1)の書面の送付を受けたときは、原則として、20日以内（道路運送利便増進実施計画に定められた道路運送利便増進事業の内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれ、その運行の様態が路線不定期運行のみである場合は、14日以内）に、国土交通大臣に対し、意見を提出することとされた。

(3) 第3条関係（意見を聴く必要がない場合）

国土交通大臣が軌道利便増進実施計画又は道路運送利便増進実施計画を認定するに当たり、公安委員会の意見を聴く必要がない場合として、以下の場合が定められた。

ア 軌道利便増進実施計画

線路及び停留場の使用の廃止に伴い同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合

イ 道路運送利便増進実施計画

(ア) 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合

(イ) 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれ、その運行の様態が区域運行のみである場合。

(ウ) 設定し、又は変更しようとする路線において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合

(エ) 設定し、又は変更しようとする路線及び停留所の位置が、認定申請の時点で運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線

及び停留所の位置と共通である場合又は路線及び停留所の廃止に伴い同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

(4) 第4条関係（都道府県公安委員会への通知）

国土交通大臣は、関係公安委員会から(2)の意見の提出を受けた認定申請について、認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に対して通知することとされた。

(5) 第5条関係（軌道利便増進実施計画等の変更の認定）

第1条から第4条までの規定は、軌道利便増進実施計画の変更及び道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用するものとされた。

3 運用上の留意事項

(1) 意見の聴取に係る書面の送付元

命令第1条に規定する国土交通大臣の道路運送利便増進実施計画の認定に係る権限は、法第61条及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。別添4）第47条に基づき、地方運輸局長に委任されていることから、道路運送利便増進実施計画については、公安委員会への意見の聴取に係る書面の送付は地方運輸局長から行われることとなる。

(2) 路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合の取扱い

事業内容に含まれる旅客軌道事業又は一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合には、国土交通大臣からの意見の聴取に係る書面の送付及び公安委員会の意見の提出は、管区警察局長（二以上の公安委員会に東京都公安委員会又は北海道公安委員会が含まれる場合は、これと隣接する管区警察局長）の長を経由して行うこととしたので、当該管区警察局長の長は、管内の公安委員会間の必要な調整を行うこと。

(3) 公安委員会の意見を聴く必要がある場合

命令に基づき国土交通大臣が公安委員会の意見を聴く必要がある場合は、以下の場合である。

ア 軌道利便増進実施計画（法第26条第5号関係）

旅客軌道事業に係る線路、停留場及び車庫の位置を設定する場合

イ 道路運送利便増進実施計画（法第29条第4項関係）

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線、停留所、自動車車庫及び待避所（引返し場所を含む。以下同じ。）の位置を設定し、又は変更

する場合

- (イ) 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車の長さ又は幅を増加（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づく基準緩和車両に該当することとなる場合に限る。）させる場合
- (ウ) 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車を道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車から大型自動車又は中型自動車に変更する場合

(4) 公安委員会の意見の提出

ア 軌道利便増進実施計画について

公安委員会は、意見の提出に当たっては、以下の事項等を勘案した上で、交通の円滑を図る観点から総合的に検討し、書面により、必要な意見（交通の円滑を図るため、公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間も記載すること。）を国土交通大臣に対して提出すること。

(ア) 旅客軌道事業に係る経路の交通量、交通規制の実施状況

(イ) 旅客軌道事業に係る停留場及び車庫の位置の適否

イ 道路運送利便増進実施計画について

公安委員会は、道路運送利便増進実施計画に係る意見の提出に当たっては、以下の事項等を勘案した上で、道路における危険の防止その他の交通の安全と円滑を図る観点から総合的に検討し、書面により、必要な意見（交通の安全と円滑を図るため、公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間も記載すること。）を国土交通大臣に対して提出すること。

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路の交通量、交通規制の状況及び交通事故の発生状況

(イ) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路における交通上危険な箇所の有無

(ウ) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所、自動車車庫及び待避所の位置の適否

〔法 律〕

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (七〇)
- 海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律 (七一)
- 地方自治法の一部を改正する法律 (七二)
- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律 (七三)
- 地域再生法の一部を改正する法律 (七四)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (七五)
- 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (七六)
- 消費者安全法の一部を改正する法律 (七七)

〔政 令〕

- 都市の低炭素化の促進に関する法律 (八四)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (一一二)
- 構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令 (一一三)
- 〔省 令〕
- 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令 (総務・外務一)
- 住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令 (外務一四)
- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (同一五)
- 財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (財務五三)

〔告 示〕

- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働一二二)
- 農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則 (農林水産四六)
- 農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令 (同四七)
- 経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (経済産業六六)
- 国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則 (国土交通七四)
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業の一部を改正する件 (厚生労働四九七)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同四九八)
- 構造改革特別区域法施行令第六条第一号の農林水産大臣が定める基準を定める件 (農林水産二一五四)

○農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業の一部を改正する件 (同二一五五)

都市の低炭素化の促進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第八十四号

都市の低炭素化の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条―第六条)
- 第三章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置
 - 第一節 低炭素まちづくり計画の作成等(第七条・第八条)
 - 第二節 集約都市開発事業等(第九条―第二十條)
 - 第三節 共通乗車船券等
 - 第一款 共通乗車船券(第二十一条)
 - 第二款 鉄道利便増進事業(第二十二條―第二十四條)
 - 第三款 軌道利便増進事業(第二十五條―第二十七條)
 - 第四款 道路運送利便増進事業(第二十八條―第三十條)
 - 第五款 報告の徴収(第三十一條)

第四節 貨物運送共同化事業(第三十二条―第三十七条)

第五節 樹木等管理協定等(第三十八条―第四十六条)

第六節 下水道施設からの下水の取水等に係る特例等(第四十七条―第四十九条)

第七節 都市の低炭素化の促進に関する援助等(第五十条―第五十二条)

第四章 低炭素建築物の普及の促進のための措置(第五十三条―第六十条)

第五章 雑則(第六十一条―第六十二条)

第六章 罰則(第六十三条―第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「都市の低炭素化」とは、都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化することをいう。

2 この法律において「低炭素まちづくり計画」とは、市町村が作成する都市の低炭素化を促進するためのまちづくりに関する計画であって、第七条の規定により作成されたものをいう。

3 この法律において「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、第五十四条第一項の認定を受けた第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画(変更があったときは、その変更後のもの)に基づき新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修が行われ、又は行われたものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市の低炭素化の促進の意義及び目標に関する事項
- 二 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
- 四 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項
- 五 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する重要事項

3 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(国の責務)

第四条 国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、都市の低炭素化の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、土地の利用、旅客又は貨物の運送その他の事業活動に関し、都市の低炭素化に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する都市の低炭素化の促進に関する施策に協力しなければならない。

第三章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成等

(低炭素まちづくり計画)

第七条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域の区域(同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域にあつては、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。第五十三条第一項において「市街化区域等」という。)に限る。)であつて都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

2 低炭素まちづくり計画には、その区域(以下「計画区域」という。)を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 低炭素まちづくり計画の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項
 - イ 都市機能の集約(計画区域外から計画区域内に都市機能を集約することを含む。以下同じ。)を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項
 - ロ 公共交通機関の利用の促進に関する事項
 - ハ 貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項
- 三 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項
- 四 地下水(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水をいう。次項第五号イ及び第四十七条において同じ。)を熱源とする熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項

へ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の抑制（以下「建築物の低炭素化」という。）の促進に関する事項
 ト 二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車（道路運送車両法昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下この号及び第五十一条において同じ。（）の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項
 チ その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置として国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項

三 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項

3 次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一 前項第二号に掲げる事項 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）第二十条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内の区域であつて当該区域における駐車場施設（同条第一項に規定する駐車場施設をいう。以下この号において同じ。）の機能を集約すべきもの（第二十条において「駐車機能集約区域」という。）並びに集約駐車場施設（当該機能を集約するために整備する駐車場施設をいう。）の位置及び規模に関する事項
 二 前項第二号に掲げる事項 次のイから八までに掲げる事項
 イ 鉄道利便増進事業（その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る旅客鉄道事業（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業者）に旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者）に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。第二十三条第三号及び第四号において同じ。）を営むし、又は経営しようとする者が当該旅客鉄道事業者の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。（）の内容及び実施主体に関する事項
 ロ 軌道利便増進事業（その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る旅客軌道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち旅客の運送を行うものをいう。第二十六条第三項第三号において同じ。）を営むし、又は経営しようとする者が当該旅客軌道事業者の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

ハ 道路運送利便増進事業（その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。第二十九条第三項第三号において同じ。）又は特定旅客自動車運送事業（同法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業をいう。同項第三号において同じ。）を営むし、又は経営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項
 ニ 前項第二号に掲げる事項 貨物運送共同化事業（計画区域内において、第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。）、第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第四号及び第四項において同じ。）又は一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第三十三条第五号において同じ。）を営むし、又は経営しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送（これに付随する業務を含む。）の共同化を行う事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

四 前項第二号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項
 イ 樹木が相当数存在し、これらを保全することにより都市の低炭素化が効果的に促進されることが見込まれる区域（第三十八条第一項において「樹木保全推進区域」という。）及び当該区域において保全すべき樹木又は樹林地等（樹林地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設けられる樹木の集団をいい、これらと一体となった草地を含む。以下同じ。）の基準（同項において「保全樹木等基準」という。）に関する事項
 ロ 第四十六条第一項の規定による指定に関する事項
 五 前項第二号ホに掲げる事項 次のイから八までに掲げる事項
 イ 下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第四十七条第一項の許可に係るもの内容及び実施主体に関する事項
 ロ 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項第二号及び第四十八条において同じ。）に設けられる太陽光を電気に変換する設備その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設（八において「非化石エネルギー利用施設等」という。）で政令で定めるものの整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項
 ハ 港湾隣接地域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域をいう。）に設けられる非化石エネルギー利用施設等で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（その実施に当たり同項の許可を要するものに限る。）の内容及び実施主体に関する事項
 四 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。
 一 前項第五号イに掲げる事項 第四十七条第一項の許可の権限を有する公共下水道管理者等（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者又は同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第四十七条及び第六十三条において同じ。）
 二 前項第五号ロに掲げる事項 当該事項に係る都市公園の公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第四十八条において同じ。）
 三 前項第五号ハに掲げる事項 当該事項に係る港湾の港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第四十九条において同じ。）
 五 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。
 一 第三項第一号に定める事項 都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）
 二 第三項第二号イから八までに掲げる事項、同項第三号に定める事項又は同項第五号イから八までに掲げる事項 当該事項に係る実施主体
 三 前号に掲げるもののほか、第二項第二号に掲げる事項として記載された事項で当該市町村以外の方が実施する事務又は事業の内容及び実施主体に関するもの 当該事項に係る実施主体
 四 第二項第二号イから八までに掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交差法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の交通の規制が行われることとなる事務又は事業に関するもの 関係する公安委員会

6 低炭素まちづくり計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合するとともに、都市計画法第六條の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八條の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

7 市町村は、低炭素まちづくり計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、低炭素まちづくり計画の変更について準用する。

(低炭素まちづくり協議会)

第八條 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 低炭素まちづくり計画を作成しようとする市町村

二 低炭素まちづくり計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 その他当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 集約都市開発事業等

(集約都市開発事業計画の認定)

第九條 第七條第二項第二号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第一項第三号において「特定公共施設」という。))の整備に関する事業を含む(以下「集約都市開発事業」という。))を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画(以下「集約都市開発事業計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 集約都市開発事業を施行する区域

二 集約都市開発事業の内容

三 集約都市開発事業の施行予定期間

四 集約都市開発事業の資金計画

五 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

(集約都市開発事業計画の認定基準等)

第十條 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。

二 集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第四項まで及び第六項において同じ。)が第五十四條第一項第二号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

三 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。

四 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

五 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 建築主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七條の二第一項又は第九十七條の三第一項の規定により建築主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第二号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知しなければならない。

5 建築基準法第十八條第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

6 市町村長が、前項において準用する建築基準法第十八條第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第六條第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

7 市町村長は、第五項において準用する建築基準法第十八條第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

8 建築基準法第十二條第七項及び第八項並びに第九十三條から第九十三條の三までの規定は、第五項において準用する同法第十八條第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十五條第一項又は第七十五條の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五條第二項から第四項まで又は第七十五條の二第二項の規定は、適用しない。

(集約都市開発事業計画の変更)

第十一條 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の徴収)

第十二條 市町村長は、認定集約都市開発事業者に対し、第十條第一項の認定を受けた集約都市開発事業計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第十四條において「認定集約都市開発事業計画」という。)に係る集約都市開発事業(以下「認定集約都市開発事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)
 第十三条 認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第九条第二項第一号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第十条第一項の認定に基づく地位を承継することができる。
 (改善命令)

第十四条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 (集約都市開発事業計画の認定の取消し)

第十五条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第十条第一項の認定を取り消すことができる。

(特定建築物に関する特例)
 第十六条 認定集約都市開発事業により整備される特定建築物については、低炭素建築物とみなして、この法律の規定を適用する。

(費用の補助)
 第十七条 地方公共団体は、認定集約都市開発事業者に対して、認定集約都市開発事業の施行に要する費用の一部を補助することができる。

第十八条 地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は価額)
 第十九条 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規定による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された賃貸の用に供する特定建築物の国土交通省令で定める期間における賃貸料について、当該特定建築物の整備に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

第二十条 前項の賃貸の用に供する特定建築物の整備に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

第二十一条 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規定による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の譲渡価額について、当該特定建築物の整備に必要な費用、利息、譲渡に要する事務費、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)
 第二十三条 低炭素まちづくり計画に第七條第二項第二号イに掲げる事項として記載された都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備に関する事項に係る土地区画整理事業(土地区画整理法第二十九條法律第九十九號)第二條第一項の規定する土地区画整理事業をいう。であつて同法第三條第四項、第三條の二又は第三條の三の規定により施行するもの換地計画においては、認定集約都市開発事業により整備される特定建築物(第九條第二項第一号の区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないう、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地(同法第二條第六項に規定する宅地をいう。以下この項及び第三項において同じ。)について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

第二十四条 土地区画整理法第四條第十一項及び第八條第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同條第一項中「都市の低炭素化の促進に関する法律第十九條第三項において準用する第百四條第十一項」と読み替へるものとする。
 第二十五条 第一項に規定する土地区画整理事業を施行する者は、同項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三條第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第九條第二項の規定は、この場合について準用する。
 第二十六条 土地区画整理法第八十五條第五項の規定は、前三項の規定による処分及び決定について準用する。
 (駐車施設の設置に係る駐車場法の特例)
 第二十七条 低炭素まちづくり計画に第七條第三項第一号に定める事項が記載されているときは、当該事項に係る駐車機能集約区域内における駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の駐車機能集約区域(都市の低炭素化の促進に関する法律平成二十四年法律第八十四號)第七條第三項第一号に規定する駐車機能集約区域をいう。以下この条及び次条において同じ。)(の区域内)」と、同項及び同法第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同号に規定する集約駐車施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)(内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、駐車場整備区域内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内」と、同法第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車機能集約区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車機能集約区域の区域内」と、地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内」とする。
 第三節 共通乗車船券等
 第一款 共通乗車船券
 第二十一条 運送事業者は、低炭素まちづくり計画に第七條第二項第二号ロに掲げる事項として記載された公共交通機関の利用の促進に関する事項を実施するため、計画区域に來訪する旅客又は計画区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料金の割引を行つたとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。
 第二款 鉄道利便増進事業
 第二十二條 鉄道利便増進事業の実施
 第二十三条 低炭素まちづくり計画に第七條第三項第二号イに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して鉄道利便増進事業を実施するための計画(以下「鉄道利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該鉄道利便増進事業を実施するものとする。

- 2 鉄道利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 鉄道利便増進事業を実施する区域
 - 二 鉄道利便増進事業の内容
 - 三 鉄道利便増進事業の実施予定期間
 - 四 鉄道利便増進事業の資金計画
 - 五 鉄道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果
 - 六 その他国土交通省令で定める事項
- 3 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該鉄道利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なくこれを計画作成市町村に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、鉄道利便増進実施計画の変更について準用する。

（鉄道利便増進実施計画の認定）

第二十三条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該鉄道利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る鉄道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

 - 一 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が当該鉄道利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 鉄道利便増進実施計画に記載された旅客鉄道事業のうち、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該旅客鉄道事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合するものであること。
 - イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準
 - ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
 - ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

四 鉄道利便増進実施計画に記載された旅客鉄道事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該旅客鉄道事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

4 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとする。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた鉄道利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

- 8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた鉄道利便増進実施計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定鉄道利便増進実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道利便増進実施計画に従って鉄道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十四条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者がその鉄道利便増進実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項若しくは第十六条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第三款 軌道利便増進事業

（軌道利便増進事業の実施）

第二十五条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る軌道利便増進事業を実施しようとする者は、当該低炭素まちづくり計画に即して軌道利便増進事業を実施するための計画（以下「軌道利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道利便増進事業を実施するものとする。

2 軌道利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

 - 一 軌道利便増進事業を実施する区域
 - 二 軌道利便増進事業の内容
 - 三 軌道利便増進事業の実施予定期間
 - 四 軌道利便増進事業の資金計画
 - 五 軌道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果
 - 六 その他国土交通省令で定める事項

3 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、軌道利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該軌道利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聴かなければならない。

4 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、軌道利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なくこれを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、軌道利便増進実施計画の変更について準用する。

（軌道利便増進実施計画の認定）

第二十六条 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該軌道利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る軌道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

 - 一 軌道利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 軌道利便増進実施計画に記載された事項が当該軌道利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 軌道利便増進実施計画に記載された旅客鉄道事業の内容が軌道法第三条の特許並びに同法第十条第一項の運賃及び料金の認可の基準に適合するものであること。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許並びに同法第十一条の運賃及び料金
の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、
政令で定める。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係
する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞ
れ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者に意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で
定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める
場合は、この限りでない。

6 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するも
のとする。

7 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた軌道利便増進実施計画の変更をしようとするとき
は、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。

9 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた軌道利便増進実施計画（変更があったときは、その変更
後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定軌道利便増進実施計画」という。）が第三項各
号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道利便増進実
施計画に従って軌道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことがで
きる。

10 第三項の認定及び第七項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(軌道法の特例)

第二十七條 軌道利便増進事業を実施しようとする者がその軌道利便増進実施計画について前条第三
項又は第七項の認定を受けたときは、当該軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業の
うち、軌道法第三条の特許若しくは同法第十一条の運賃若しくは料金の認可を受け、又は同
条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許若しく
は認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第四款 道路運送利便増進事業
(道路運送利便増進事業の実施)

第二十八條 低炭素まちづくり計画に第七條第三項第二号八に掲げる事項が記載されているときは、
当該事項に係る道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該低炭素
まちづくり計画に即して道路運送利便増進事業を実施するための計画（以下「道路運送利便増進実
施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送利便増進事業を実施するものとする。

2 道路運送利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 道路運送利便増進事業を実施する区域

二 道路運送利便増進事業の内容

三 道路運送利便増進事業の実施予定期間

四 道路運送利便増進事業の資金計画

五 道路運送利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

3 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、道路運送利便増進実施計画を作成しようとする
ときは、あらかじめ、当該道路運送利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり
計画作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聴かなければ
ならない。

4 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、道路運送利便増進実施計画を作成したときは、
遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、道路運送利便増進実施計画の変更について準用する。

(道路運送利便増進実施計画の認定)

第二十九條 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送利便増
進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
る。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合に
おいて、計画作成市町村は、当該道路運送利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見
を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る道路運
送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該道路運送利便増進事業を確実に遂行するた
め適切なものであること。

三 道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送
事業の内容が道路運送法第六條各号（同法第十五條第二項において準用する場合を含む。）又は第
四十三條第三項各号（同法第五項において読み替えて準用する同法第十五條第二項において準用
する場合を含む。）に掲げる基準に適合するものであり、かつ、当該一般乗合旅客自動車運送事業
又は特定旅客自動車運送事業を実施しようとする者が同法第七條各号（同法第四十三條第四項に
おいて準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係す
る道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ
意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定
める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場
合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するも
のとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた道路運送利便増進実施計画の変更をしようとする
ときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた道路運送利便増進実施計画（変更があったときは、その
変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定道路運送利便増進実施計画」という。）が
第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運
送利便増進実施計画に従って道路運送利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を
取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(道路運送法の特例)

第三十條 道路運送利便増進事業を実施しようとする者がその道路運送利便増進実施計画について前
条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送
利便増進事業のうち、道路運送法第四條第一項若しくは第四十三條第一項の許可若しくは同法第十五
條第一項（同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の認可を受け、又は同法第十五
條第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の
規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受
け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送利便増進実施計画の認定)

第二十九條 道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送利便増
進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
る。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合に
おいて、計画作成市町村は、当該道路運送利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見
を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る道路運
送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該道路運送利便増進事業を確実に遂行するた
め適切なものであること。

三 道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送
事業の内容が道路運送法第六條各号（同法第十五條第二項において準用する場合を含む。）又は第
四十三條第三項各号（同法第五項において読み替えて準用する同法第十五條第二項において準用
する場合を含む。）に掲げる基準に適合するものであり、かつ、当該一般乗合旅客自動車運送事業
又は特定旅客自動車運送事業を実施しようとする者が同法第七條各号（同法第四十三條第四項に
おいて準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係す
る道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ
意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定
める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場
合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するも
のとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた道路運送利便増進実施計画の変更をしようとする
ときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた道路運送利便増進実施計画（変更があったときは、その
変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定道路運送利便増進実施計画」という。）が
第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運
送利便増進実施計画に従って道路運送利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を
取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(道路運送法の特例)

第三十條 道路運送利便増進事業を実施しようとする者がその道路運送利便増進実施計画について前
条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送
利便増進事業のうち、道路運送法第四條第一項若しくは第四十三條第一項の許可若しくは同法第十五
條第一項（同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の認可を受け、又は同法第十五
條第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の
規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受
け、又は届出をしたものとみなす。

第五款 報告の徴収

第三十一条 国土交通大臣は、認定鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業、認定軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業又は認定道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業を実施する者に対し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。

第四節 貨物運送共同化事業

(貨物運送共同化事業の実施)

第三十二条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第三号に定める事項が記載されているときは、当該事項に係る貨物運送共同化事業を実施しようとする者(以下「共同事業者」という。)は、共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して貨物運送共同化事業を実施するための計画(以下「貨物運送共同化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該貨物運送共同化事業を実施するものとする。

2 貨物運送共同化実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貨物運送共同化事業を実施する区域
- 二 貨物運送共同化事業の内容
- 三 貨物運送共同化事業の実施予定期間
- 四 貨物運送共同化事業の資金計画
- 五 貨物運送共同化事業の実施による都市の低炭素化の効果
- 六 貨物運送共同化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の運輸に関する協定を締結するときは、その内容
- 七 その他国土交通省令で定める事項

3 共同事業者は、貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該貨物運送共同化事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村(次項及び次条において「計画作成市町村」という。)の意見を聴かなければならない。

4 共同事業者は、貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。

(貨物運送共同化実施計画の認定)

第三十三条 共同事業者は、国土交通大臣に対し、貨物運送共同化実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る貨物運送共同化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 貨物運送共同化実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 貨物運送共同化実施計画に記載された事項が当該貨物運送共同化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号のいずれにも該当しないこと。

四 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(外国人国際第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。))を除く。に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第二十一条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合するものであること。

五 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合するものであること。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その貨物運送共同化実施計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送(貨物利用運送事業法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。)に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達を確保されるよう配慮するものとする。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者(次条第二項及び第三十五条第二項において「認定共同事業者」という。)は、当該認定を受けた貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた貨物運送共同化実施計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定貨物運送共同化実施計画」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定貨物運送共同化実施計画に従つて貨物運送共同化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(貨物利用運送事業法の特例)

第三十四条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。)が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定貨物運送共同化実施計画に従つて同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨物運送共同化実施計画に従つて同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

第三十五条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について第三十三条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定共同事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定貨物運送共同化実施計画に従って同法第三十条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨物運送共同化実施計画に従って同項において準用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

（貨物自動車運送事業法の特例）

第三十六条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について第三十三条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告の徴収）

第三十七条 国土交通大臣は、認定貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業を実施する者に対し、当該貨物運送共同化事業の実施の状況について報告を求めることができる。

第五節 樹木等管理協定等

（樹木等管理協定の締結等）

第三十八条 低炭素まちづくり計画に第七條第三項第四号イに掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（次項及び第四十三条において「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定め協定（以下「樹木等管理協定」という。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができる。

一 樹木等管理協定の目的となる樹木（以下「協定樹木」という。）又は樹林地等の区域（以下「協定区域」という。）

二 協定樹木又は協定区域内の樹林地等（以下この条及び第四十三条において「協定樹木等」という。）の管理の方法に関する事項

三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 樹木等管理協定の有効期間

五 樹木等管理協定に違反した場合の措置

2 樹木等管理協定については、協定樹木等の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 樹木等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画との調和が保たれ、かつ、低炭素まちづくり計画に記載された第七條第二項第二号二に掲げる事項に適合するものであること。

二 協定樹木等の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（樹木等管理協定の縦覧等）

第三十九条 市町村又は都道府県知事は、それぞれ樹木等管理協定を締結しようとするとき、又は前条第四項の樹木等管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該樹木等管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該樹木等管理協定について、市町村又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

（樹木等管理協定の認可）

第四十条 都道府県知事は、第三十八条第四項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 樹木等管理協定の内容及び、第三十八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（樹木等管理協定の公告等）

第四十一条 市町村又は都道府県知事は、それぞれ樹木等管理協定を締結し又は前条の規定による認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該樹木等管理協定の写しをそれぞれ当該市町村又は当該都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定樹木にあつては協定樹木である旨をその存する場所に、協定区域内の樹林地等にあつては協定区域である旨をその区域内に明示しなければならない。

（樹木等管理協定の変更）

第四十二条 第三十八条第二項から第四項まで及び前三条の規定は、樹木等管理協定において定められた事項の変更について準用する。

（樹木等管理協定の効力）

第四十三条 第四十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた樹木等管理協定は、その公告のあつた後において当該樹木等管理協定に係る協定樹木等の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第四十四条 第三十八条第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定に基づき管理する協定樹木又は協定区域内の樹林地等に存する樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは、「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは、「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは、「所有者又は緑地管理機構」とする。

（緑地管理機構の業務の特例）

第四十五条 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 樹木等管理協定に基づく樹木又は樹林地等の管理を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(イ)」とあるのは、「若しくは二(イ)又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

(特定緑地管理機構に係る指定等)

第四十六条 低炭素まちづくり計画に第七條第三項第四号に掲げる事項が記載されているときは、当該低炭素まちづくり計画を作成した市町村の長は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項の特定非営利活動法人であつて、都市緑地法第六十九條各号に掲げる業務同條第一号に掲げる業務にあつては、当該市町村の区域内におけるものに限る。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができる。

2 前項の規定により指定された特定緑地管理機構については、都市緑地法第六十八條第一項の規定により指定された緑地管理機構とみなして、この法律及び都市緑地法の規定を適用する。この場合において、第三十八條第四項中「都道府県知事」とあるのは「第四十六條第一項の市町村以下、特定市町村」というの長」と、第三十九條から第四十一條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同條中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第二十四條第五項中「都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第四十六條第一項の市町村(以下、特定市町村」というの長」と、同法第二十五条から第二十七條まで、第六十八條第二項から第四項まで、第七十一條及び第七十二條中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同法第二十七條中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第七十七條第三号中「第七十一條の規定による都道府県知事」とあるのは、都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六條第二項の規定により読み替へて適用する第七十一條の規定による特定市町村の長」とする。

第六節 下水道施設からの下水の取水等に係る特例等

第四十七條 低炭素まちづくり計画に記載された第七條第三項第五号に規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第二條第三号に規定する公共下水道又は同條第四号に規定する流域下水道(同号に該当するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第七條第三項第五号に規定する設備とを接続する設備をいう。第七項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

4 下水道法第三十三條の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。

5 許可事業者は、第一項又は第三項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第七條第三項第五号に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第三十八條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。)(第七條第四項第一号に規定する公共下水道管理者等(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)(と、この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七條第一項若しくは

は第三項の許可」と、同項第一号中「この法律(第十一條の三第一項及び第十二條の九第一項(第二十五條の十第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)(又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第四十七條第三項又は第五項」と、同項第二号及び第三号並びに同條第二項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七條第一項又は第三項の許可」と、同項から同條第四項まで及び同條第六項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者」とあり、並びに同條第三項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水道管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同條第二項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水道」とあるのは「都市低炭素化法第四十七條第一項に規定する公共下水道等(次号及び第三号において「公共下水道等」という。)(と、同項第二号及び第三号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水道」とあるのは「公共下水道等」と読み替へるものとする。

7 許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四條又は第二十五條の九の規定は、適用しない。

(都市公園の占用の許可の特例)

第四十八條 第七條第三項第五号に掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同條第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六條第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該占用が同法第七條の政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(港湾隣接地域内の工事等の許可の特例)

第四十九條 第七條第三項第五号八に掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同條第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく港湾法第三十七條第一項各号に掲げる行為について同項の許可の申請があつた場合においては、当該行為が国土交通省令で定める技術的基準に適合する限り、港湾管理者は、当該許可を与えるものとする。

第七節 都市の低炭素化の促進に関する援助等

(既存の建築物の所有者等への援助)

第五十條 低炭素まちづくり計画に第七條第二項第二号へに掲げる事項を記載した市町村は、建築物の低炭素化を促進するため、計画区域内の既存の建築物の所有者又は管理者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(自動車の使用者等への援助)

第五十一條 低炭素まちづくり計画に第七條第二項第二号トに掲げる事項を記載した市町村は、自動車の計画区域内における運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制を促進するため、電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)(に電気を供給するための施設の整備その他の環境の整備、自動車の使用者その他の自動車の計画区域内における運行に係る者に対する情報の提供又は助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都市計画における配慮)

第五十二條 都市計画決定権者(都市計画法第十五條第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七條の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五條の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は市町村をいう。)(は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、低炭素まちづくり計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第四章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空調調設備その他の政令で定める建築設備(以下この項において「空調調設備等」という。)を設置若しくは建築物に設けた空調調設備等の改修(以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を作成し、所管行政庁(建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七條の二第一項又は第九十七條の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。)の認定を申請することができる。

2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)
第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八條第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八條第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六條第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八條第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二條第七項及び第八項並びに第九十三條から第九十三條の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八條第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五條第一項又は第七十五條の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五條第二項から第四項まで又は第七十五條の二第二項の規定は、適用しない。

(低炭素建築物新築等計画の変更)
第五十五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の徴収)

第五十六条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第五十四條第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(次条及び第五十九條において「低炭素建築物の新築等」という。)の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従つて低炭素建築物の新築等を行つていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四條第一項の認定を取り消すことができる。

(助言及び指導)

第五十九條 所管行政庁は、認定建築主に対し、低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(低炭素建築物の容積率の特例)

第六十條 建築基準法第五十二條第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項第二号、第五十七條の三第二項、第五十九條第一項及び第三項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項、第六十條の二第一項及び第四項、第六十八條の三第一項、第六十八條の四、第六十八條の五(第二号を除く。)、第六十八條の五の二(第二号を除く。)、第六十八條の五の三第一項(第一号を除く。)、第六十八條の五の四(第一号を除く。)、第六十八條の五の五第一項第一号口、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六條第三項及び第四項、第八十六條の二第二項及び第三項、第八十六條の五第三項並びに第八十六條の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九條第一項、第六十條の二第一項及び第六十八條の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二條第三項及び第六項に定めるもののほか、低炭素建築物の床面積のうち、第五十四條第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

第五章 雑則

(権限の委任)

第六十一條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)
第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第六十三条 第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第三十一条又は第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条又は第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十七条第一項の規定による補助を受けた認定集約都市開発事業者で、当該補助に係る認定集約都市開発事業により整備される特定建築物についての第十四条の規定による市町村長の命令に違反したものの

三 第十八条第一項又は第三項の規定に違反した者

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十号中、「鉄道事業法の特例」又は「を(鉄道事業法の特例)」に改め、「(鉄道事業法の特例)の下に、又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)

第二十四条(鉄道事業法の特例)を加え、速達性向上計画の認定又は「を、速達性向上計画の認定」に、「は当該許可」を、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項(鉄道利便増進実施計画の認定)×同条第七項において準用する場合を含む。」の規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該許可」に、「(軌道法の特例)又は「を(軌道法の特例)」に改め、「第三十三条第一項(軌道法の特例)」の下に、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条(軌道法の特例)を加え、「は当該特許」を、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項(軌道利便増進実施計画の認定)×同条第八項において準用する場合を含む。」の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許」に改め、同表第百二十五号中、「又は第三十四条第一項(道路運送法の特例)」を、「若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条道路運送法の特例)」に、「場合における同法」を、「場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に、「又は同法」を、「若しくは同法」に、「は当該許可又は」を、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)×同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可

又は」に、「同法第二十三条第一項」を、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項」に改め、「当該事業計画の変更の認可」との下に、「都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可」とを加え、「(貨物自動車運送事業法の特例)又は「を(貨物自動車運送事業法の特例)」に改め、「(流通機能向上事業に係る許可等の特例)の下に、又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条(貨物自動車運送事業法の特例)を加え、「資源生産性革新計画の変更又は」を、「資源生産性革新計画の変更の認定」に、「は当該許可」とを、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項(貨物運送共同化実施計画の認定)×同条第七項において準用する場合を含む。」の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可」に改め、同表第百三十九号中、「(貨物利用運送事業法の特例)又は「を(貨物利用運送事業法の特例)」に改め、「(流通機能向上事業に係る許可等の特例)の下に、又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項(貨物利用運送事業法の特例)を加え、「認定又は」を、「認定」に、「は当該登録」を、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項(貨物運送共同化実施計画の認定)×同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録」に、「第四十六条第一項の規定」を、「第四十六条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定」に、「は当該許可」を、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可」に改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
第四条 この法律の施行の日が福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前である場合には、前条のうち、登録免許税法別表第一第百二十五号の改正規定中(流通機能向上事業に係る許可等の特例)とあるのは、「第二項(貨物自動車運送事業法の特例)と、資源生産性革新計画の変更又は」を、「資源生産性革新計画の変更」とあるのは、「総合効率化計画の認定又は」を、「総合効率化計画」と、同表第百三十九号の改正規定中(流通機能向上事業に係る許可等の特例)とあるのは、「第二十一条第二項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)と、第四十六条第一項の規定」を、「第四十六条第一項」とあるのは、「第二十一条第三項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)の規定」を、「第二十一条第三項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)とする。

2 前項の場合において、福島復興再生特別措置法附則第七条のうち、登録免許税法別表第一第百二十五号の改正規定中「第二項」とあるのは、「第三十六条」と、総合効率化計画の認定又は「を、総合効率化計画」とあるのは、「資源生産性革新計画の変更又は」を、「資源生産性革新計画の変更」と、「は当該許可」とあるのは、「は当該許可とみなす」と、同表第百三十九号の改正規定中「第二十一条第二項若しくは第二項」とあるのは、「第三十四条第一項」と、「第二十一条第三項若しくは第二項」とあるのは、「第三十五条第一項」とする。

(国土交通省設置法の一部改正)
第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中(平成十九年法律第五十九号)の下に、「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)」を加える。

- | | |
|------------|--------|
| 財務大臣 | 安住 淳 |
| 経済産業大臣臨時代理 | |
| 国務大臣 | 細野 豪志 |
| 国土交通大臣 | 羽田 雄一郎 |
| 環境大臣 | 細野 豪志 |
| 内閣総理大臣 | 野田 佳彦 |

〔府令・省令〕

○都市の低炭素化の促進に関する法律
に基づく軌道利便増進実施計画及び
道路運送利便増進実施計画の認定に
係る都道府県公安委員会の意見の聴
取に関する命令
(内閣府・国土交通三)

〔省 令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改
正する省令(財務六五)
○都市の低炭素化の促進に関する法律
施行規則(国土交通八六)

〔告 示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をす
ることができない海外の美術品等を
指定する件
(文部科学一六五〜一六七)

○租税特別措置法施行規則の規定に基
づき、国土交通大臣が財務大臣と協
議して定める書類を定めた件
(国土交通一三八三)

○昭和六十三年建設省告示第千二百七
十四号の一部を改正する件
(同一三八四)

三

三

三

三

一

○平成二十一年国土交通省告示第八百
三十三号の一部を改正する件
(同一三八五)

○原子力災害対策特別措置法第六条の
二第一項の規定に基づき、原子力災
害対策指針を定めたので、同条第三
項の規定に基づき、公表する件
(原子力規制委五)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人中小企業基盤整備機構
入札、公文書等の管理に関する株式
会社日本政策金融公庫、西日本高速
道路株式会社工事開始変更、プログ
ラムの著作物に係る登録、弁理士登
録・特定侵害訴訟代理業務の付記、
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・
登録換え・登録取消し・氏名変更・
職務上の氏名の使用・廃止・記章紛
失・外国法事務弁護士名簿の登録・
登録取消し・職務上の氏名の使用関
係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、
旅行業者営業保証金の権利実行申立
て関係

会社その他

会社決算公告

三

元

四

五 五 五

○内閣府令第三号
国土交通省令第三号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令
（都道府県公安委員会への書面の送付）

第一条 国土交通大臣（都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者（以下同じ。）は、法第二十六条第一項に規定する軌道利便増進実施計画の認定の申請又は法第二十九条第一項に規定する道路運送利便増進実施計画の認定の申請（以下「認定申請」と総称する。）があつた場合には、法第二十六条第五項ただし書又は第二十九条第四項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、法第二十五条第一項第一号に掲げる軌道利便増進事業を実施する区域又は法第二十八条第二項第一号に掲げる道路運送利便増進事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。

（意見の提出）

第二条 関係公安委員会は、前条に規定する書面の送付を受けたときは、当該書面の送付を受けた日から二十日以内（法第二十八条第二項第二号に掲げる道路運送利便増進事業の内容（以下「事業内容」という。）に、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）が含まれる場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の様子が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第三条の三第二号に掲げる路線不定期運行のみであるときにあつては、十四日以内）に国土交通大臣に対し、意見を提出するものとする。

（意見を聴く必要がある場合）

第三条 法第二十六条第五項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、線路及び停留場の使用の廃止に伴つて他の軌道経営者（軌道法 大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（以下「）が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合とする。

2 法第二十九条第四項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合
- 二 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれる場合であつて、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の様子が道路運送法施行規則第三条の三第三号に掲げる区域運行のみである場合

三 法第二十九条第一項に規定する道路運送利便増進実施計画の認定の申請により設定又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線において道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合

四 法第二十九条第一項に規定する道路運送利便増進実施計画の認定の申請により設定又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置が当該申請が行われた時点で運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置と共通である場合、又は路線及び停留所の廃止に伴って他の一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）が新たに当該路線及び停留所と同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

（処分の通知）

第四条 国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があつた認定申請について、法第二十六条第三項又は第二十九条第三項の規定による認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

（軌道利便増進実施計画等の変更の認定）

第五条 第一条から第四条までの規定は、法第二十六条第七項に規定する軌道利便増進実施計画の変更及び法第二十九条第六項に規定する道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請があつた場合について準用する。

附 則

この命令は、法の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

国 自 旅 第 3 5 4 号

平 成 2 4 年 1 2 月 4 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う運用上の留意事項について（通達）

自動車局旅客課長

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）が平成24年12月4日に施行されることに伴い、「都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成24年内閣府令・国土交通省令第3号。以下「命令」という。）」が平成24年12月3日に公布され、平成24年12月4日に施行されることとなった。

命令に基づく道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する運用上の留意事項については、警察庁と協議を行い、下記のとおりとすることとしたので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、警察庁交通局交通規制課長から各道府県警察本部長等に対して「都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う交通警察の対応について（通達）」（平成24年12月4日付け警察庁丁規発第86号）の通達が発出されているので、参考までに添付する。

記

1 経緯

法は、都市の低炭素化の促進を図るため、低炭素まちづくり計画の認定及び特別の措置等について定めているところ、法第28条から第30条までにおいて、低炭素まちづくり計画に基づき、道路運送利便増進実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進事業については、当該認定の日において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可若しくは第15条第1項の認可を受け、又は同条第3項若

しくは第4項の規定による届出をしたものとみなす特例が定められている。ここで、法第29条第4項において、国土交通大臣が都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を聴取する方法及び公安委員会の意見を聴く必要がない場合について国土交通省令・内閣府令で定めることとされたものである。

2 国土交通大臣の権限の委任

命令第1条に規定する国土交通大臣の道路運送利便増進実施計画の認定に係る権限は、法第61条及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第47条に基づき、地方運輸局長に委任されていることから、公安委員会への意見の聴取に係る書面の送付は地方運輸局長から行うこととする。

3 運用上の留意事項

(1) 路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合の取扱い

低炭素まちづくり計画に定められた道路運送利便増進事業の内容に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合には、地方運輸局長からの意見の聴取に係る書面の送付及び公安委員会の意見の提出は、管区警察局長(二以上の公安委員会に東京都公安委員会又は北海道公安委員会が含まれる場合は、これと隣接する管区警察局長)の長を経由して行われることとなる。

(2) 公安委員会の意見を聴く必要がある場合

命令に基づき国土交通大臣が公安委員会の意見を聴く必要がある場合は、以下の場合である。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線、停留所、自動車車庫及び待避所(引返し場所を含む。以下同じ。)の位置を設定し、又は変更する場合

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車の長さ又は幅を増加(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条に基づく基準緩和車両に該当することとなる場合に限る。)させる場合

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車を道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車から大型自動車又は中型自動車に変更する場合

(3) 公安委員会の意見の提出

公安委員会は、意見の提出に当たっては、以下の事項等を勘案した上で、

道路における危険の防止その他の交通の安全と円滑を図る観点から総合的に検討し、書面により、必要な意見（交通の安全と円滑を図るため、公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間も記載される。）を国土交通大臣に対して提出する。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路の交通量、交通規制の状況及び交通事故の発生状況

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路における交通上危険な箇所の有無

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所、自動車車庫及び待避所の位置の適否

〔府令・省令〕

○都市の低炭素化の促進に関する法律
に基づく軌道利便増進実施計画及び
道路運送利便増進実施計画の認定に
係る都道府県公安委員会の意見の聴
取に関する命令
(内閣府・国土交通三)

〔省 令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改
正する省令(財務六五)
○都市の低炭素化の促進に関する法律
施行規則(国土交通八六)

〔告 示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をす
ることができない海外の美術品等を
指定する件
(文部科学一六五〜一六七)
○租税特別措置法施行規則の規定に基
づく、国土交通大臣が財務大臣と協
議して定める書類を定めた件
(国土交通一三八三)
○昭和六十三年建設省告示第千二百七
十四号の一部を改正する件
(同一三八四)

三

三

三

三

一

〔公 告〕

○平成二十一年国土交通省告示第八百
三十三号の一部を改正する件
(同一三八五)
○原子力災害対策特別措置法第六条の
二第一項の規定に基づき、原子力災
害対策指針を定めたので、同条第三
項の規定に基づき、公表する件
(原子力規制委五)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人中小企業基盤整備機構
入札、公文書等の管理に関する株式
会社日本政策金融公庫、西日本高速
道路株式会社工事開始変更、プログ
ラムの著作物に係る登録、弁理士登
録・特定侵害訴訟代理業務の付記、
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・
登録換え・登録取消し・氏名変更・
職務上の氏名の使用・廃止・記章紛
失・外国法事務弁護士名簿の登録・
登録取消し・職務上の氏名の使用関
係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、
旅行業者営業保証金の権利実行申立
て関係

会社その他

会社決算公告

五 五 五

四

元

三

○国土交通省令第八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の規定に基づき並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣 羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成（第二条）

第二節 集約都市開発事業等（第三条―第十五条）

第三節 共通乗車船券等

第一款 共通乗車船券（第十六条）

第二款 鉄道利便増進事業（第十七条―第十九条）

第三款 軌道利便増進事業（第二十条―第二十八条）

第四款 道路運送利便増進事業（第二十九条―第三十三条）

第四節 貨物運送共同化事業（第三十四条―第三十六条）

第五節 樹木等管理協定（第三十七条―第三十九条）

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例（第四十条）

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置（第四十一条―第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下、法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成

（港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等）

第二条 法第七条第三項第五号八の国土交通省令で定める非化石エネルギー利用施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光を電気に変換する設備
- 二 風力を電気に変換する設備
- 三 蓄電池設備
- 四 船舶のための給電施設
- 五 化石燃料を効率的に利用する荷役機械
- 六 前各号に掲げるもののほか、港湾における化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設

第二節 集約都市開発事業等

（集約都市開発事業計画の認定の申請）

第三条 法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書）を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

- 一 方位、道路及び目標となる地物並びに集約都市開発事業を施行する区域（以下この条において「事業区域」という。）を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、特定建築物の位置及び特定公共施設の配置を表示した特定建築物の配置図
- 三 特定建築物の整備に関する第四十一条第一項の申請書及びその添付図書に相当する書類及び図書

第四条 法第十条第一項第三号に規定する措置の内容を記載した書類

第五条 集約都市開発事業の工程表

六 申請者が事業区域内の土地について所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者であることを証する書類その他の申請者が事業区域内において集約都市開発事業を実施することが可能であることを証する書類

七 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

八 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調査並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

九 前各号に掲げるもののほか、法第十条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために市町村長が必要と認める図書

（集約都市開発事業計画の記載事項）
第十条 法第九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、集約都市開発事業の名称及び目的とする。

（集約都市開発事業計画の軽微な変更）

第六十条 法第十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 集約都市開発事業の施行予定期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、集約都市開発事業の施行に支障がないと市町村長が認める変更

（集約都市開発事業計画の変更の認定の申請）

第七十条 法第十一条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ第三条各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書）を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。この場合において、同条第四号中、「法第十条第一項第三号」とあるのは、「法第十一条第二項において準用する法第十条第一項第三号」と、同条第九号中、「法第十条第一項各号」とあるのは、「法第十一条第二項において準用する法第十条第一項各号」とする。

（集約都市開発事業計画の認定の通知）

第八十条 法第五条の規定は、法第十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第五号第一項中、「同条第六項」とあるのは、「法第十一条第二項において準用する法第十条第六項」と、「同条第五項」とあるのは、「法第十一条第二項において準用する法第十条第五項」と、同条第二項中「別記様式第二」とあるのは、「別記様式第四」と、法第十条第六項」とあるのは、「法第十一条第二項において準用する法第十条第六項」と読み替えるものとする。

第九十条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、賃貸特定建築物（その全部又は一部を賃貸の用に供する特定建築物をいう。次条及び第十一条において同じ。）の整備が完了した日から起算して十年とする。

（特定建築物の賃貸料）

第十十条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 賃貸特定建築物（その一部を賃貸の用に供する場合には、当該賃貸の用に供する部分を除く。）以下この条及び次条において同じ。）の整備に要した費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）を当該賃貸特定建築物の近傍同種の建築物の償却年数を考慮して定めた相当の年数、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額
- 二 賃貸特定建築物の近傍同種の建築物の修繕費及び管理事務費を考慮して定めた相当の費用の月割額
- 三 賃貸特定建築物の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額
- 四 賃貸特定建築物の整備のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額（当該賃貸特定建築物について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）
- 五 賃貸特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額
- 六 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

認定集約都市開発事業者は、特定建築物の一部を賃貸の用に供する場合において、当該特定建築物に賃借人の全員又はその一部の共用に供されるべき部分（以下この項において「共用部分」という。）があるときは、共用の規定により算出した額に、当該共用部分について同項の規定を適用して算出した額をこれを前項の賃借人に係る賃貸の用に供する各部分の床面積の割合による按分その他の合理的な方法により按分して得た額を加えることができる。

（集約都市開発事業計画の認定の通知）

第五十条 市町村長は、法第十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第六項の場合においては、同条第五項において準用する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

二 前項の通知は、別記様式第二による通知書に第三条の申請書の副本（法第十条第六項の場合においては、第三条の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 認定集約都市開発事業者は、前二項の規定にかかわらず、自己の整備した賃貸特定建築物で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、その部分相互間における賃貸料の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を前二項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を賃貸料の額とすることができる。ただし、この場合において、賃貸料の額の合計額は、前二項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

11条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸特定建築物の推定再建築費が、当該賃貸特定建築物の整備費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

2 賃貸特定建築物が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「費用(当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「費用(当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

(特定建築物の譲渡価額)
第十二条 法第十八条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一 特定建築物(その一部を譲渡する場合においては、当該譲渡する部分をいう。以下この条において同じ。)(の整備に要した費用(当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。))

二 特定建築物を整備するために借り入れた資金の利息(借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。)

三 特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額

四 譲渡に要する事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

2 認定集約都市開発事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の整備した特定建築物で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、その部分相互間における譲渡価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を譲渡価額とすることができる。ただし、この場合において、譲渡価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3 認定集約都市開発事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、市町村長の承認を得て、特定建築物の譲渡価額を別に定めることができる。

(換地計画の認可申請手続)
第十三条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の規定を申請しようとするときは、認可申請書に法第十九条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(各筆換地明細)
第十四条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)別記様式第六(一)の「記事」欄には、同様式備考6によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、同項の規定により保留地として定める場合に、その旨を記載するものとする。

(各筆各権利別清算金明細)
第十五条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則別記様式第七(一)の「記事」欄には、同様式備考8によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、同項の規定により保留地を定める場合に、その旨を記載するものとする。

第三節 共通乗車船券等
第一款 共通乗車船券

第十六条 法第二十一条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行うとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

第二款 鉄道利便増進事業
第十七条 法第二十二條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、鉄道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)
第十八条 法第二十三條第一項の規定により鉄道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第二十二條第二項各号に掲げる事項
- 2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 認定事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(鉄道利便増進実施計画の変更の認定の申請)
第十九条 法第二十三條第六項の規定により認定鉄道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由
- 2 前項の申請書には、当該認定鉄道利便増進実施計画に係る鉄道利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。
- 4 鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第三款 軌道利便増進事業
第二十條 法第二十五條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 低炭素まちづくり計画に軌道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、軌道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(軌道利便増進実施計画の認定の申請)

第二十一条 法第二十六条第一項の規定により軌道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第二十五条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(軌道利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第二十二条 法第二十六条第七項の規定により認定軌道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該軌道利便増進実施計画に係る軌道利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(申請書の送付手続)

第二十三条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の資産及び信用の程度

二 事業の成否及び効果

三 道路管理者の意見

四 他の鉄道、軌道、索道又は道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による自動車道事業若しくは自動車運送事業(未開業のものを含む。)に及ぼす影響

五 付近における鉄道、軌道、索道又は道路運送法による自動車道事業若しくは自動車運送事業の出願があるときは、その種類、区間、申請書及び申請書の受付年月日

六 認定の許否に関する意見

(道路管理者への通知)

第二十四条 国土交通大臣(法第六十一条の規定により権限が地方運輸局長に委任された場合)においては、当該委任を受けた者。以下第二十八条までにおいて同じ。は、軌道利便増進事業につき第二十一条第一項又は第二十一条第二項の申請書(第二十一条第二項又は第二十一条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものに限る。)を受け付けたときは、遅滞なく、当該申請書に係る事業に係る道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)の道路管理者に対し、当該申請書の写しを添え、当該事業に関する道路管理上の意見を提出すべき旨の通知をするものとする。

2 前項の通知には、道路管理上の意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、道路管理者の同意がなければ十四日以内とすることができる。

(道路管理者の意見提出)

第二十五条 道路管理者は、前条第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、道路管理上の意見を提出するものとする。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、軌道利便増進事業の実施に支障がない旨の道路管理者の意見の提出を受けたものとみなす。

(道路管理者の意見提出の特例)

第二十六条 第二十四条第一項の申請書を提出する者が地方公共団体であつて、当該地方公共団体又はその長が当該申請書に係る事業に係る道路の道路管理者である場合においては、当該地方公共団体又はその長である道路管理者は、国土交通大臣に対し、当該申請書に添付して、当該申請書に係る事業に関する道路管理上の意見を提出することができる。

2 前項の規定により意見を提出した道路管理者については、前二条の規定は、適用しない。

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第二十七条 法第二十六条第五項ただし書の国土交通省令で定める場合は、線路及び停留場の使用の廃止に伴つて他の軌道経営者(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者をいう。)が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合とする。

(処分後の道路管理者への通知)

第二十八条 国土交通大臣は、第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により道路管理者の意見の提出を受けた事業又は道路管理者の意見の提出を受けたものとみなされた事業について処分したときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知するものとする。

第四款 道路運送利便増進事業

(道路運送利便増進実施計画の記載事項)

第二十九条 法第二十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、低炭素まちづくり計画に道路運送利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(道路運送利便増進実施計画の認定の申請)

第三十条 法第二十九条第一項の規定により道路運送利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第二十八条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第三十一条 法第二十九条第六項の規定により認定道路運送利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該道路運送利便増進実施計画に係る道路運送利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十二条 法第二十九条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年運輸省建設省令第一号)第一条(第三項を除く。)、第二条(第三項を除く。)、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。))第四条に基づく許可申請書又は第十四条に基づく認可

申請書（路線の新設に係る事業計画の変更又は、とあるのは、「道路運送利便増進事業につき都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十条第一項又は第三十一条第一項に基づき申請書（規則第三十条第二項又は第三十一条第三項の規定に基づき事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が事業の許可又は路線の新設に係る事業計画の変更若しくは」と、国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは、「地方運輸局長」と、許可申請書又は認可申請書」とあるのは、「当該申請書」と、同令第三条第一項中、「第一条第一項又は第三項」とあるのは、「第一条第一項」と、許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）とあるのは、「申請書」と、当該許可申請書等」とあるのは、「当該申請書」と、地方運輸局長（第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは、地方運輸局長」と、同令第六条中、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは、「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十三条 法第二十九条第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中、「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第二十九条第四項」と、同条第一号中、「法第四十一条又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは、「法第三十条の規定により道路運送法第四十一条、第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、同条第二号中、「法第四十一条又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは、「法第三十条の規定により道路運送法第四十一条、第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、当該処分」とあるのは、「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第四節 貨物運送共同化事業

（貨物運送共同化実施計画の記載事項）

第三十四条 法第三十二条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、低炭素まちづくり計画に貨物運送共同化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（貨物運送共同化実施計画の認定の申請）

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により貨物運送共同化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第三十二条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条 法第三十三条第六項の規定により貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該貨物運送共同化実施計画に係る貨物運送共同化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

第五節 樹木等管理協定

（樹木等管理協定の基準）

第三十七条 法第三十八条第三項第三号（法第四十二条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定樹木等の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した樹木又は危険な樹木の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、協定樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定樹木等の適正な保全に資するものでなければならない。
- 四 樹木等管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 樹木等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

（樹木等管理協定の公告）

第三十八条 法第三十九条第一項（法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村又は都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 樹木等管理協定の名称
- 二 協定樹木又は協定区域
- 三 樹木等管理協定の有効期間
- 四 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 樹木等管理協定が緑地管理機構により締結されるものであるときは、その旨
- 六 樹木等管理協定の縦覧場所

第三十九条 前条の規定は、法第四十一条（法第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例

（港湾隣接地域内の工事等の許可に関する技術的基準）

第四十条 法第四十九条の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七條第四項第三号の規定に基づき港湾管理者が同意した低炭素まちづくり計画に基づき行われるものであること。
- 二 適切な工事の実施の計画に基づき行われるものであること。

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

（低炭素建築物新築等計画の認定の申請）

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書を提出しなければならない。

同表六の項中、「第百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号）」を、「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八号」を、「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号」を、「第三十七号」に改める。
 別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類
法第二十四条	鉄道事業法第三十一条に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第一条第二項各号に掲げる書類及び図面
鉄道事業法第七條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七條第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第七條第二項に規定する書類及び図面
鉄道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項	
鉄道事業法第十條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二條第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十二條第三項に規定する書類

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
法第二十七條	軌道法第三條の特許に係る部分	軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書
軌道法第十一條第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る部分）の認可に係る部分	軌道法施行規則第九條第一項に規定する事項	軌道法施行規則第十九條第一項に規定する書類
軌道法第十一條第一項（貨物運賃の設定に係るものに限る部分）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十條第一項に規定する事項	軌道法施行規則第二十條第二項に規定する書類
軌道法第十一條第一項（運輸に關する料金の設定に係るものに限る部分）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十一條第一項に規定する事項	

別表第三（第三十条及び第三十一条関係）

規定	事項	書類
法第三十條	道路運送法第五條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六條第一項各号に掲げる書類
道路運送法第十條第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四條第二項に規定する書類
道路運送法第十條第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五條第二項において準用する同令第十四條第二項に規定する書類	
道路運送法第十條第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十六條第二項各号に掲げる事項	
道路運送法第十四條第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第二十七條第四項に規定する書類	
道路運送法第十四條第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第二十七條第四項に規定する書類	
道路運送法第十五條第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十八條各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十八條各号に掲げる書類

別表第四（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
法第三十五條	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二條第一項の登録に係る部分	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第四條第一項各号に掲げる書類

(注意)

- 1. 「特定建築物番号」の欄には、添付する配置図において特定建築物ごとに付した番号を記入してください。
- 2. 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。
- ②特定建築物の整備に関する事項の詳細別添のとおり

(2) 特定公共施設の種類及び規模

[特定公共施設番号]
[特定公共施設の種類]
[特定公共施設の規模]

(注意)

- 1. [特定公共施設番号] の欄には、添付する配置図において特定公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2. 整備する全ての特定公共施設について特定公共施設ごとに作成してください。
- 3. [特定公共施設の規模] の欄には、特定公共施設の規模を特定公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

6. 集約都市開発事業の施行予定期間

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

7. 集約都市開発事業の資金計画

	内訳	金額(百万円)
支出	用地費	
	除却費	
	整地費	
	建築費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇 〇 〇	
	計	
収入	自己資金	
	借入金	
	(借入先) ()	
	〇 〇 〇	
	計	

8. 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

--

(注意)

以下の点に留意して記載してください。

- ①当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであることがわかること。
 - ②当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において講じられる緑化その他の都市の低炭素化のための措置の内容がわかること。
- なお、上記内容がわかる図書又は書類の添付をもって記載に代えることができます。

9. 集約都市開発事業計画の認定の申請に係る住戸に関する事項

【1. 特定建築物番号】	
【2. 住戸の番号】	
【3. 住戸の存する階】	階

(注意)

- 1. この欄は、特定建築物の住戸の部分について集約都市開発事業計画の認定の申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 2. この欄は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第二(第五条関係)

集約都市開発事業計画認定通知書

認定番号 第 号
 認定年月日 年 月 日
 () 確認番号 第 号
 確認年月日 年 月 日
 建築主事の氏名

殿

市町村長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画について、同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 1. 申請年月日
 - 2. 申請者の住所
 - 3. 認定に係る集約都市開発事業の名称
- () は法第10条第5項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三(第七条関係)

集約都市開発事業計画変更認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は
 主たる事務所の所在地
 申請者の氏名又は名称
 代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により、集約都市開発事業計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 集約都市開発事業計画の認定番号
第 号
2. 集約都市開発事業計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る集約都市開発事業の名称
4. 申請の対象とする範囲
 特定建築物全体
 特定建築物全体及び住戸の部分
5. 変更の概要
(注意)
1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 特定建築物の住戸の部分について申請を行った場合には、3欄は、認定に係る住戸の番号を併せて記載してください。
4. 4欄で「特定建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合であって複数の住戸に係る申請を行う場合には、5欄は、申請に係る特定建築物全体及び住戸の部分ごとの変更の概要を記載してください。

様式第四(第八条関係)

集約都市開発事業計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
() 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿
市町村長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画の変更について、同条第2項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の集約都市開発事業計画の認定番号
4. 認定に係る集約都市開発事業の名称
()は法第11条第2項において準用する法第10条第5項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第五(第四十一条関係) 日本工業規格A列4番 (第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「V」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 延べ面積】	m ²
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階

<p>【 7 . 建築物の用途】 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物</p>														
<p>【 8 . 建築物の住戸の数】</p> <table border="0"> <tr> <td>建築物全体</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td>認定申請対象住戸</td> <td>戸</td> </tr> </table>	建築物全体	戸	認定申請対象住戸	戸										
建築物全体	戸													
認定申請対象住戸	戸													
<p>【 9 . 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修</p>														
<p>【10 . 構造】 造 一部 造</p>														
<p>【11 . 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による</p>														
<p>【12 . 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】</p> <table border="0"> <tr> <td>基準一次エネルギー消費量</td> <td>G J / 年</td> </tr> <tr> <td>設計一次エネルギー消費量</td> <td>G J / 年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分))</td> </tr> <tr> <td>外皮平均熱貫流率</td> <td>W / m² · K</td> </tr> <tr> <td>冷房期の平均日射熱取得率</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分))</td> </tr> <tr> <td>年間熱負荷係数</td> <td>M J / m² · 年</td> </tr> </table>	基準一次エネルギー消費量	G J / 年	設計一次エネルギー消費量	G J / 年	(一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分))		外皮平均熱貫流率	W / m ² · K	冷房期の平均日射熱取得率		(非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分))		年間熱負荷係数	M J / m ² · 年
基準一次エネルギー消費量	G J / 年													
設計一次エネルギー消費量	G J / 年													
(一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分))														
外皮平均熱貫流率	W / m ² · K													
冷房期の平均日射熱取得率														
(非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分))														
年間熱負荷係数	M J / m ² · 年													
<p>【13 . 確認の特例】 法第54条第 2 項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>														
<p>【14 . 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</p>														
<p>【15 . 備考】</p>														

(注意)

- 【 2 . 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存在する区域が該当するチェックボックスに「V」マークを入れてください。
- 【 7 . 建築物の用途】及び【 9 . 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「V」マークを入れてください。
- 【 8 . 建築物の住戸の数】の欄は、【 7 . 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12 . 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第 1 項第 1 号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 ①基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)

- ②設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差 1 度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。))に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値
 - ④冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤年間熱負荷係数 1 年間に外皮等を通して流入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
- 【13 . 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「V」マークを入れてください。
 - 【14 . 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第 3 項及び第 6 項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の 20 分の 1 を超えるときは当該建築物の延べ面積の 20 分の 1)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
 - この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
(第三面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【 1 . 住戸の番号】	
【 2 . 住戸の存する階】	階
【 3 . 専用部分の床面積】	m ²
【 4 . 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
基準一次エネルギー消費量	G J / 年
設計一次エネルギー消費量	G J / 年
外皮平均熱貫流率	W / m ² · K
冷房期の平均日射熱取得率	

(注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【 3 . 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【 4 . 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意 4 のとおりとします。
- この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
様式第六(第四十三条関係)日本工業規格A列4番)

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
() 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

()は法第54条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第七(第四十五条関係)日本工業規格A列4番)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

殿

所管行政庁

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 申請の対象とする範囲

- 建築物全体
 住戸の部分のみ
 建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限りです。)に記載してください。
4. 4欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「V」マークを入れてください。
「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

様式第八(第四十六条関係)日本工業規格A列4番)

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
() 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

所管行政庁

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

()は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。